

墨田地区第二特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

令和3年3月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定し、その中で、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応することを目的として、墨田地区第二特別支援学校（仮称）の設置を計画しました。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、墨田地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

令和3年3月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

第1章 基本的枠組み

1	基本的枠組み	1
2	目指す学校	1
3	教育目標	1
4	教育目標を達成するための基本方針	2

第2章 教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	3
2	教育課程編成の基本方針	3
3	各教科等の指導の重点	3
4	その他	5
5	年間総授業時数（例）	6

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

第4章 施設・設備の整備

1	施設・設備の整備の考え方	9
2	施設の概要	9
3	基本方針	9
4	施設の基本計画	9
5	施設一覧（例示）	10

参考資料	12
------	----

第 1 章 基本的枠組み

1 基本的枠組み

(1) 設置目的

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、墨田地区第二特別支援学校（仮称）を設置する。

(2) 設置場所

東京都墨田区墨田五丁目 1 6 番の一部

(3) 設置学部等

知的障害教育部門の小学部及び中学部

(4) 学校規模

5 5 学級を想定

(5) 通学区域

通学区域は、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、墨田特別支援学校の全区域及び近隣の特別支援学校と調整の上、設定する。

(6) 設置予定日

令和 9 年 4 月 1 日

2 目指す学校

墨田地区第二特別支援学校（仮称）は、昭和 53 年の開校以来、地域の知的障害特別支援教育の中核を担ってきた墨田特別支援学校の小学部及び中学部を引き継ぐこととなる。

墨田特別支援学校がこれまで培ってきた歴史と伝統を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を実現するため、次のような学校を目指していく。

- (1) 児童・生徒が学びたくなる学校
- (2) 保護者から信頼される学校
- (3) 社会に開かれ、地域と協働する学校
- (4) 教職員が、高い専門性をもった学校

3 教育目標

- (1) 健康で丈夫な身体、素直で豊かな心を育てる。(生きる)
- (2) 一人一人に応じた生活に生かせる学力を育てる。(学ぶ)
- (3) 集団の中で明るく、楽しく活動できる力を育てる。(つながる)
- (4) 自分の役割を最後までやり遂げる力を育てる。(やり遂げる)

4 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 教育課程の編成及び実施・管理に当たっては、各学部の独自性と小学部から中学部までの9年間の一貫性を大切にするとともに、各教科等別の指導及び各教科等を合わせた指導の相互の関連を大切にし、児童・生徒の生活に即した実際的な指導内容・方法を計画し、実施する。
- (2) 人権教育については、「人権教育プログラム」に基づき、「墨田地区第二特別支援学校（仮称）教職員倫理要綱」及び「墨田地区第二特別支援学校（仮称）倫理要綱に基づく行動指針」を定め、教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向けた学校づくりを推進する。また、「墨田地区第二特別支援学校（仮称）いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する。
- (3) 本人及び保護者との十分な相談に基づく個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を作成し、医療・福祉・労働等の関連機関との連携に努め、将来の自立と社会参加への見通しがもてるようにする。また、関係機関と連携し、夏季休業中及び必要に応じて「個別の教育支援会議」を実施する。
- (4) 標準化された発達検査等を活用して児童・生徒一人一人の障害や発達の段階等を把握し、個別の課題を明確にした個別指導計画を作成する。個に応じた、「できること」を生かすスモールステップを重視した指導目標を設定し、学習の習得状況や成長・発達の様子などについて具体的かつ客観的な評価を行う。年間指導計画、個別指導計画及び評価を保護者に提示し、保護者と共通理解を図りながら児童・生徒の豊かな成長や段階的な発達を促す。
- (5) 教職員の研修・研究を充実させ、障害から生じる児童・生徒の困難さへの理解を深めるとともに、指導に関する専門性の向上を図る。
- (6) 外部専門員（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床発達心理士、歯科医師他）と連携して指導の充実を図り、教員の専門性の向上を目指す。
- (7) 児童・生徒一人一人の障害の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を獲得・活用できるように指導するとともに、学校生活全体の言語環境を整える。
- (8) 障害のある児童・生徒への理解推進を図るため、副籍制度を活用した取組や交流及び共同学習を推進し、近隣の学校や地域の人々との相互理解を深める。副籍制度に関しては、「副籍ガイドブック」に基づき、保護者のニーズを集約し、特別支援教育コーディネーターを中心として学区の区教育委員会、地域指定校との連携をとり、直接交流や間接交流の充実に努めるなど地域のセンター校としての役割を果たす。

第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

墨田地区第二特別支援学校（仮称）の教育課程は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に基づき、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念を踏まえ、児童・生徒が将来、自立し社会参加するとともに、社会に貢献するために必要な資質・能力を育成するための社会に開かれた教育課程を編成する。

小学部では、新学習指導要領が示す「育成を目指す資質・能力」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の育成を図るとともに日常生活の指導に重点を置き、発達の段階に応じた指導目標を設定し、学校生活に見通しをもてるようにする。

中学部では、小学部で培った「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を踏まえながら中学部段階の生活年齢に即した集団参加や役割などの社会性の伸長を図ることのできる指導を大切にす。

また、児童・生徒の実態や教育的ニーズに応じて、知的障害の教育課程又は自閉症の教育課程での教育が受けられるようにする。

2 教育課程編成の基本方針

児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指し、社会に開かれた教育課程を編成する。

(1) 普通学級の指導の充実

各教科別の指導と各教科等を合わせた指導をバランスよく配当した教育課程を編成する。各教科別の指導については、国語、算数（数学）を中心に生活に生かすことのできる基礎的な学力の定着を図る。

また、各教科等を合わせた指導については、日常生活の指導、生活単元学習を中心に中学部では作業学習を設定し、小学部・中学部の生活年齢に応じた個別指導計画に基づき指導目標や指導内容の設定を行うとともに、小学部と中学部の系統性のある指導の充実を図る。

(2) 自閉症の指導の充実

社会性の学習を設定し、自閉症の児童・生徒の社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導について、自立活動との関連を図り、個別指導計画に基づく指導の充実を図る。

また、学習環境の構造化や絵、文字、写真カード等を用いた視覚支援等に努め、自閉症の児童・生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるように支援する。

(3) 重度・重複学級の指導の充実

児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う自立活動の時間の指導を設定し、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行う。

また、日常生活の指導を充実させ、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

3 各教科等の指導の重点

(1) 教科別の指導の充実

ア 児童・生徒一人一人の「できること」を生かし、個別指導計画に基づいた発達課題に合わせて、教科の系統性に即した指導を行う。

また、指導の成果が単なる知識の習得にとどまらず、実生活に生かせるように日常生活の指導や生活単元学習に相互関連させ、基礎的な学習の向上を図るとともに、図書室やICT機器を積極的に活用し、言語力や情報活用能力を育成する。

イ 中学部の全ての生徒に外国語を設定し、外国語や外国への関心を育てるとともに、中学生としての誇りと人間関係形成能力を育成する。

(2) 各教科等を合わせた指導

ア 各教科等を合わせた指導を一貫した教育（キャリア教育）の中核に位置付け、各教科等との関連を図り、児童・生徒の主体性や意欲を育てるための指導の充実に努める。

イ 小学部・中学部とも日常生活の指導及び生活単元学習を中心に指導内容や方法を工夫し、基本的な日常生活動作や望ましい生活習慣の確立、コミュニケーション力や社会性を育てる。

ウ 中学部では、高等部の作業学習につなげることを念頭に、墨田特別支援学校高等部の指導内容と連動した内容を設定するとともに、生徒の働く意欲を高める基礎的な職業能力を育成する。

エ 「社会性の学習」は、小学部及び中学部の自閉症学級に設定する。

(3) 特別の教科 道徳

「道徳科」の全体計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して、計画的、組織的に道徳教育を推進する。道徳教育の指導は、道徳の時間を設定せず、教育活動全体で行い、その中で、思いやりの心や規範意識を育成する。

(4) 総合的な学習の時間

ア 生徒の興味・関心に基づく課題を設定し、自ら学び、考える力を育てる。奉仕活動、交流活動・共同学習等で構成する。

イ 主体的に他者と関わり、自分のできることで他者へ貢献しようとする態度を身に付けられるよう指導する。

(5) 特別活動

ア 学部、学年、学級等の活動を通して、自主性を高め、積極的な態度を育てるとともに集団相互の交流を通して社会性を高めるように各教科等を合わせた指導を中心として指導する。

イ 小学部高学年においてクラブ活動の時間を設定する。

ウ 宿泊を伴う学校行事においては、生活体験が広がるよう指導する。

(6) 自立活動

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた個別指導計画に基づく指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。

また、外部専門員との連携により、自立活動の指導の充実に努めるとともに、各教科等の指導との関連を明確にし、教育活動全体で取り組む。

(7) 生活指導

ア 教員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係の育成を通して、社会生活に関する力を育てる健康・安全・衛生に関する指導の充実に努める。

イ 一人通学に向けた通学路等における歩行ルール、安全確認の仕方及び交通機関利用マナーの設

定を図る。

ウ 地域の健全育成ネットワーク、管轄する警察署との連携によるセーフティ教室、防犯訓練（不審者対応訓練）を通し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害及び加害の防止に向けた指導を推進する。

エ 情報社会の実情を鑑み、インターネットや携帯電話を使用した犯罪等に巻き込まれないよう、学習活動全般を通して理解を深め、その被害や犯罪防止に向けた生活指導を推進する。

(8) キャリア教育・進路指導

ア 墨田特別支援学校高等部と綿密な連携を図り、小学部から高等部までの個々の児童・生徒のキャリア発達支援を促すことのできる一貫性のあるキャリア教育・進路指導を推進する。

イ コミュニケーション及び対人相互関係の形成に指導の重点を置く。個々の生徒の発達や障害特性に応じた指導を進める。

4 その他

(1) ICT機器の活用による教育内容・方法の充実

企業等と連携し、ICT機器の活用やプログラミング教育に関する高度な知識や技術をもった外部講師を招へいするなどして、児童・生徒が主体的にICT機器を活用できるよう、知的障害教育におけるICT機器の活用による教育内容・方法の充実を図る。

(2) 教材・教具の充実

児童・生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助具やジグ等が適切に活用できるよう、授業環境を整える。児童・生徒が個々の目的を達成し、成功経験を積み重ねることで学習意欲の向上を図ることができる段階的な指導を行う。

(3) 副籍制度の推進

障害のある児童・生徒への理解推進を図るため、副籍制度を活用した取組や交流及び共同学習を推進し近隣の学校や地域の人々との相互理解を深める。

(4) 学校間交流の充実

保護者のニーズを集約し、学区域の区教育委員会、地域指定校への理解啓発に努め、直接交流や間接交流の充実を図る。

5 年間総授業時数（例）

(1) 小学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

区分	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		136	68	68	170					306		102	850	
2年		140	70	70	175					315		140	910	
3年		140	70	70	175					385		140	980	
4年		140	70	70	175					385		175	1015	
5年		140	70	70	175					385		175	1015	
6年		140	70	70	175					385		175	1015	

【普通学級（自閉症の教育課程）】

区分	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年		136	68	68	170					306		34	68	850	
2年		140	70	70	175					315		70	70	910	
3年		140	70	70	175					385		70	70	980	
4年		140	70	70	175					385		105	70	1015	
5年		140	70	70	175					385		105	70	1015	
6年		140	70	70	175					385		105	70	1015	

【重度・重複学級】

区分	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		136	68	68	136				102	306		34	850	
2年		140	70	70	140				105	315		70	910	
3年		140	70	70	140				105	385		70	980	
4年		140	70	70	140				105	385		105	1015	
5年		140	70	70	140				105	385		105	1015	
6年		140	70	70	140				105	385		105	1015	

(2) 中学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

区分	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	245				35	70	140	35	0		35			210	105	140	1015
2年	245				35	70	140	35	0		35			210	105	140	1015
3年	245				35	70	140	35	0		35			210	105	140	1015

【普通学級（自閉症の教育課程）】

区分	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	245				35	70	140	35	0		35			210	35	140	70	1015
2年	245				35	70	140	35	0		35			210	35	140	70	1015
3年	245				35	70	140	35	0		35			210	35	140	70	1015

【重度・重複学級】

区分	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	245				35	70	70	35	0		35		140	210	35	140	1015
2年	245				35	70	70	35	0		35		140	210	35	140	1015
3年	245				35	70	70	35	0		35		140	210	35	140	1015

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を組織し、就学前から卒業して高等部に入るまでの期間の継続性・連続性のある円滑な支援を行う。

- (1) 就学前段階では、居住地域の教育委員会や療育施設、幼稚園、保育所等と緊密な連携を図り、保護者に対する的確な情報発信・相談に努め、適切な就学を推進する。
- (2) 児童・生徒の居住地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度による直接的交流及び間接的交流を促進する。
- (3) 児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小・中学校との学校間交流の充実を図る。
- (4) 地域の教育委員会の要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小・中学校等へ派遣し、指導方法や教材・教具に対する助言など、地域の特別支援教育の充実を支援する。
- (5) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の教諭等を対象に、特別支援教育に関する研修会を開いたり、地区の人々を対象に公開講座を開いたりするなど、特別支援教育や障害のある児童・生徒の理解推進に努める。
- (6) 個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用した「支援会議」を実施するなどして、居住地域における教育、福祉、医療、保健、労働等との連携を図り、児童・生徒やその保護者を適時・適切に支援していく。
- (7) 災害に際しては、災害時帰宅支援ステーションとして、都民に対し、情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等の支援を行う。
- (8) 墨田区に新たに整備される社会資源の一つとして、地域に貢献するとともに、地域の支援を得られる信頼関係の構築を図る。
- (9) 卒業後の児童・生徒が進学する高等部設置校との連携や相談機能の充実を図る。

第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

墨田地区第二特別支援学校（仮称）の施設・設備の整備については、第1章から第3章までに掲げる教育の実現に向け、児童・生徒の安全・安心の確保、教育内容への適切な対応という観点を踏まえて、必要となる施設・設備を着実に整備する。

2 施設の概要

(1) 学校への交通

東武伊勢崎線 鐘ヶ淵駅下車 徒歩 約10分

(2) 面積

敷地面積 約13,000 m²

3 基本方針

教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、知的障害教育部門小学部及び中学部の教育に必要な施設を整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一覧を示す。

施設・設備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準など）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	技能主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	4	
	更衣室（教職員）	4	男2、女2
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	個別観察室	1	
理解推進室	1		
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	休憩室含む
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
	備蓄倉庫	1	
普通教室	普通教室	55	
特別教室	音楽室	1	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	

分野	室名	室数	備考(標準など)
特別教室	家庭科室(調理)	1	
	理科室	1	
	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	2	
	実習室	5	
特別活動	児童・生徒会室	1	
	更衣室	4	
自立活動部門	多目的室	2	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	1	機械室、付属室含む
計		123	

参 考 资 料

墨田地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 墨田地区第二特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に墨田地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、墨田地区第二特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。
なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。
2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から令和3年3月31日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

墨田地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	泉水 英子	都立墨田特別支援学校関係者	P T A会長
学校関係者	野口 幹人	都立墨田特別支援学校長	
教 育 庁	高木 敦子	特別支援教育推進担当部長	(委員長)
	北澤 多美	都立学校教育部特別支援教育課長	
	辻 等	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	井原 優	都立学校教育部主任指導主事(特別支援教育推進担当)	
	濱辺 清	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	布施 竜一	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	石毛 朋充	都立学校教育部施設調整担当課長	
	丹野 哲也	指導部特別支援教育指導課長	
	原島 広樹	指導部主任指導主事（特別支援教育担当）	
	濱渦 孝治	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	森川比呂志	総務部企画担当課長	
	古谷 幸雄	人事部人事計画課長	